

## 自由金利型定期預金規定

### 1【預金の支払時期】

この預金は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金します。

### 2【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、または証書と引換えに、当店で返却します。

### 3【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。

ただし、次の①から③までの種類のこの預金については、利息の支払は次によります。

- ① 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とし、利息を1年のうちからあらかじめ指定された日（以下「指定日」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日の翌日以降到来する最初の指定日を第1回中間利払日とし、以下満期日の前日までの間に到来する指定日を中間利払日と定め、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。  
また、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。
  - ② 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とし、利息を1か月、2か月、3か月、4か月または6か月のうちからあらかじめ指定された月数（以下「指定月数」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日から指定月数を経過した日の翌日を第1回中間利払日とし、以下同様に中間利払日を定め（ただし、最後の中間利払日と満期日との期間が指定月数に満たない場合は除きます。）、中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。  
また、満期払利息は、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。
  - ③ 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とするこの預金（ただし、前記①または②の場合を除きます。）については、預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。  
また、満期払利息は、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。
  - ④ 中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の支払請求書に記名押印（または署名・暗証記入）または当行所定の電子装置に記名押印して、通帳または証書とともに提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらず当該利息の支払請求に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (2) この預金を満期日に解約して指定口座へ入金できなかった場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - (3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）お

および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。  
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

上記の基準利率は、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに当行に預入するとした場合に適用される標準的な利率（満期日までの残存期間が1か月未満の場合は、1か月間預入するとした場合に適用される標準的な利率）を基準として、当行所定の方法により決定します。

- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率×70%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

- (4) この預金の一部（以下「解約部分」といいます。）の満期日前の解約に応じる場合には前記(1)にかかわらず、解約部分についての利息は預入日から解約日の前日までの日数および前記(3)に定める預入期間に応じた利率によって計算し、解約部分とともに支払います。この場合、残存するこの預金については書替継続されたものとみなし、その利息は、約定日数および約定利率によって計算し、残存するこの預金とともに満期日に指定口座へ入金します。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4 【預金の解約・書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続（前記3(4)の定めにもとづき、この預金の一部について解約のうえ、残存するこの預金について書替継続する場合を意味します。以下本条において同じ）することはできません。
- (2) この預金を前記1の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出または登録の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行わないことがあります。
- (4) 書替継続をする場合、書替継続後の預入金額等に応じ、店頭に表示する利率を適用します。

- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。
- ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記4の2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
  - ② 後記4の2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

#### 4の2【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

#### 5【元利継続時の特例】

この預金の満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合（指定口座が指定されていない場合を含みます。）に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合（複数の元利金を1口にとめる場合、および1口の元利金を複数に分割する場合を含みます。）に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印または証書への押印、または当行所定の電子装置への記名押印、およびキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法による本人確認のいずれも行うことなく、取扱うことができるものとします。

#### 6【届出事項の変更、通帳・証書の再発行】

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約または通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳・証書を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

## 7【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

## 8【印鑑照合等】

払戻請求書、証書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他当行所定の手続の取扱いをした場合、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

## 9【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

## 10【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章（または署名・暗証）を押印（または署名・暗証記入）して、証書は証書の受取欄に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。  
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
  - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。ただし、中間払利息が支払われ

ている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息との差額を清算するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 11【通知等】

預金者が前記6の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 12【証書の効力】

この預金が満期日に自動的に解約され元利金が指定口座へ入金された後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

#### 13【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 14【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(2023年11月1日現在)